

I N D E X

- 収入申告書は提出されましたか？
- 家賃の減免を希望される方へ
- 令和7年10月からの納入通知書は
10月下旬にお届けします
- 緊急連絡先届(安否確認・単身入居
者用)の提出について
- 単身入居の皆様に対するみまもり
サービスのお知らせ(有料)
- 防災特集



(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです！

<https://s-j-k.or.jp/>



収入申告書は提出されましたか？

来年4月からの家賃は、毎年6月に皆様が行う収入申告によって決定されます。
令和7年6月30日が提出期限でしたが、まだ提出していない方は、収入申告書に同封されていた説明書で必要書類を確認の上、郵送していただくか、集会所の管理人へ提出してください。

- ◎収入申告書を紛失された方は、再発行いたしますので、下記までご連絡ください。
- ◎認知症、知的障がい、精神障がい等により世帯全員が申告困難な際は、ご親族等からの申し出も受け付けておりますので、ご連絡ください。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

市営住宅には、低収入、失職、病気等の理由により、一定の条件を満たした場合に家賃を一定期間減額または免除できる家賃減免制度があります。家賃減免を希望する方は、公社または集会所までご相談ください。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

すでに家賃減免中の方は、減免期間終了後、基本家賃に戻ります。再度希望する方は、終了する月から翌月末までに新たに申請が必要になりますのでご注意ください。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃減免申請の窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、住宅管理公社(中央区北1条西2丁目オーク札幌ビル1階)の受付時間を延長します。通常、午後5時15分で終了しますが、下記の日程のみ午後7時まで延長して受付しておりますので、お仕事など日中の手続きが難しい方は、どうぞご利用ください。

記

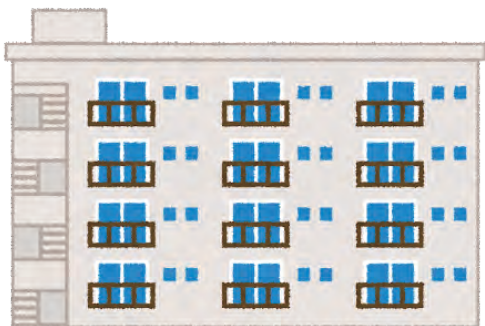
令和7年10月27日(月)から31日(金)までの5日間

※午前8時45分から午後7時までにご来社ください。

令和7年10月からの納入通知書は10月下旬にお届けします

令和7年10月分から令和8年3月分までの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の納入通知書は、10月下旬にお届けします。

なお、10月末までに届かなかった場合は、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 駐車場・収納担当係

☎208-1280

緊急連絡先届(安否確認・単身入居者用) の提出について (中央区、西区、東区の団地にお一人でお住まいの方)

近時、市営住宅にお一人でお住まいの方に連絡が取れないなど、安否を心配するお問い合わせが増えてきております。このような場合、札幌市及び公社では、過去にご提出いただいた緊急連絡先に連絡して対応しております。

しかしながら、緊急連絡先の電話番号の変更等により、緊急時に連絡が取れず、迅速な対応ができない事態も発生しております。

そのため、4年毎に対象者へ緊急連絡先届(安否確認・単身入居者用)の用紙(返信用封筒同封)を配布しております。9月1日(月)より順次配布を行いますので、ご協力をお願いします。

【対象者】

今年度は中央区、西区、東区の団地にお一人でお住まいの方が対象です。

なお、令和6年度以降にご提出済みの方は対象外とさせていただきます。

他の市営住宅は来年度以降実施予定です。

【提出方法】

- ① 公社または担当集会所・管理人まで持参
- ② 同封の返信用封筒で公社へ郵送
(郵便切手は不要です。)



【提出期限】

令和7年10月27日(月)

上記対象者以外の方でも、緊急連絡先を変更したい、新たに一人住まいになった、同居者がいるが心配など、緊急連絡先届(安否確認・単身入居者用)は随時受付しております(提出は任意です)。

緊急連絡先届に関するお問い合わせは、担当集会所の管理人、または下記までお問い合わせください。

単身入居の皆様に対する みまもりサービスのお知らせ(有料)

市営住宅に1人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。

そこで市営住宅に単身でお住まいの方へ居住支援サービスをご案内します。

- ① 登録したご家族等へ1週間に2回、メールでご自身の安否をお伝えする安否確認。
 - ② 万一、自宅内で死亡となってしまった場合に、原状回復費用や残存家財の処分費用の補償(補償限度額100万円)。
- ①と②がセットになった有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

※ 初回登録料11,000円(税込) 月額利用料1,650円(税込)がかかります。

※ 費用補償は自宅内での死亡時のみ対象となります。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

防災特集

地震、台風、水害などの自然災害は、いつどこで起きるか誰にも予測ができませんので、万が一の時に備えて、ご家族が非常時に集合する場所を決めておいたり、非常食等を買置きしたりするなど、日頃から自然災害に備えておくことが大切です。

地震

地震が発生したら…

- ・テーブルの下などにもぐり、身を守る。
- ・すぐ消せる場合は、ガス器具やストーブの火をすばやく消す。
- ・割れたガラスや食器の破片によるけがに気をつける。
- ・ドアや窓を開けて避難経路を確保する。
- ・エレベータに乗っていたら、閉じ込められる可能性があるため、最寄りの階ですぐに降りる。

避難するときは…

- ・ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす。
- ・食料や医薬品、防寒衣など必要なものを用意しておく。
- ・エレベータを使用せずに避難する。
- ・身動きができなくなるおそれがあるので、車では避難しない。
- ・けが人に声をかけ、みんなで助け合う。

風水害

台風が接近したら…

- ・気象情報に注意し、風水害に備える。
- ・浸水のおそれがある場合は、物を高いところに移しておく。
- ・風で飛ばされる物は、ベランダに置かない。
- ・住居付近の危険箇所や避難場所等を確認しておく。

住宅周りの排水を良くしよう

団地内には、雨水を下水桝まで導くために、アプローチ側溝や駐車場排水溝・雨水桝等が敷設されております。そこにゴミ等が溜まり雨水の流れを悪くしている箇所があるものです。今一度、排水施設の点検と清掃を行いましょう。

また、ベランダの排水目皿についても、ゴミなどが詰まっている場合がありますので、併せて点検と清掃を行いましょう。

災害に備えて避難経路の確保を！

ベランダは地震や火災の時の大切な避難経路です。市営住宅はもしもの場合に備えて、2方向に避難できる構造になっており、隣との間の仕切り板を打ち破って避難できるように作られています。

また、中高層住宅では避難用はしごが設置されていて、階下に避難できるようになっています。

個人で使用できるベランダですが、緊急時の避難経路に指定されている共用スペースでもありますので、日頃から避難経路であることを心得て、ベランダには物を置かないようにしましょう。

